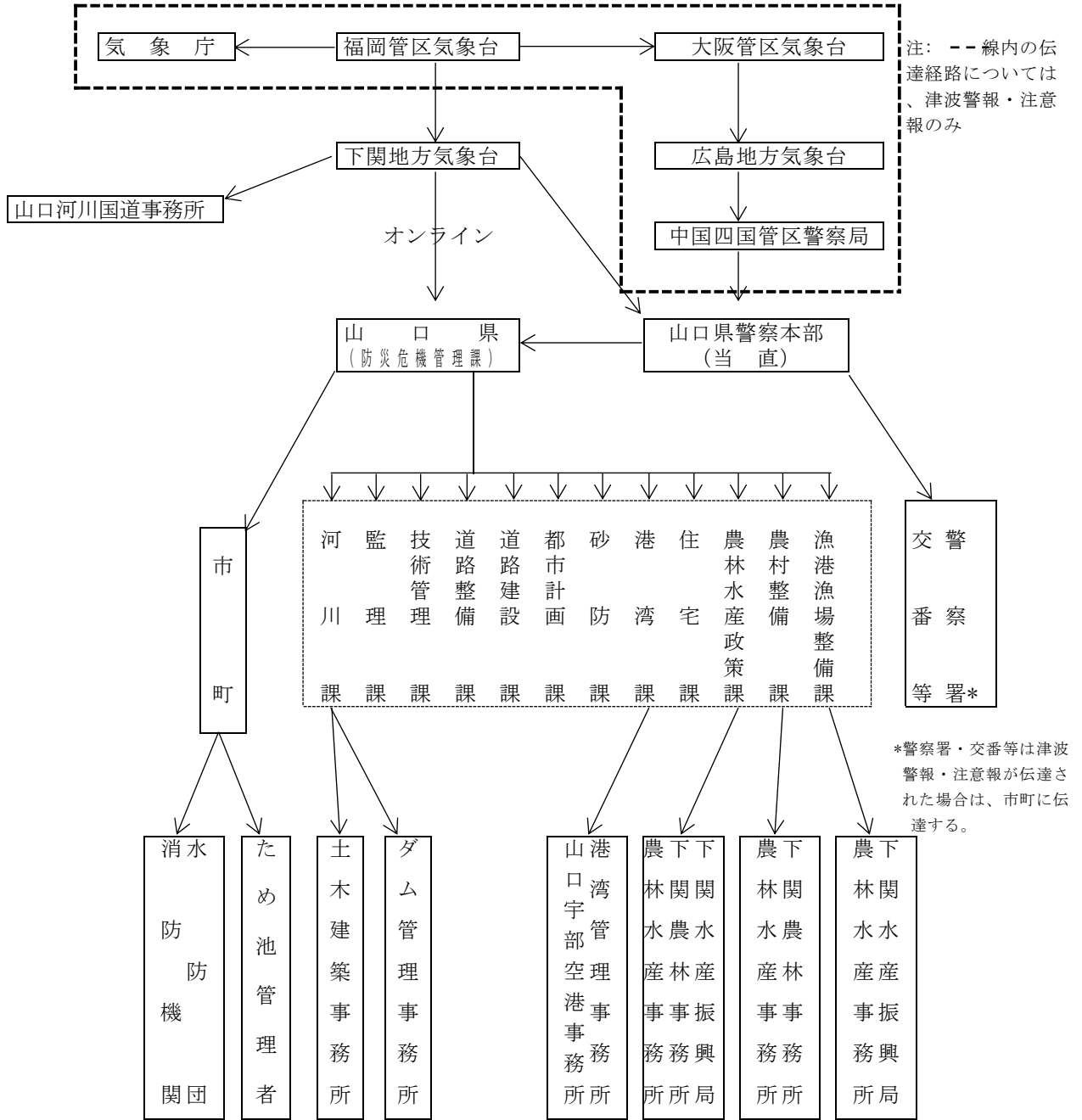


第2項 勤務時間外



第3項 気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先

各気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先は次の表のとおりとする。

機 関		大雨 注意報	洪水 注意報	大雨 警報	洪水 警報	高潮 警報	大雨 特別 警報	高潮 特別 警報	津波 注意報	津波 警報	津波 特別 警報	大津波 警報
山口県 (県庁)	防 災 危 機 管 理 課 (消 防 保 安 課)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	監 理 課			○	○	○	○	○	○	○	○	○
	技 術 管 理 課			○	○	○	○	○	○	○	○	○
	道 路 整 備 課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	道 路 建 設 課			○	○	○	○	○				○
	都 市 計 画 課			○	○	○	○	○				○
	砂 防 課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	河 川 課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	港 湾 課			○	○	○	○	○	○	○	○	○
	住 宅 課			○	○	○	○	○				○
	農 林 水 産 政 策 課			○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農 村 整 備 課			○	○	○	○	○	○	○	○	○
漁 港 漁 場 整 備 課			※	※	○	○	○	○	○	○	○	
山口県 (出先 機関)	土 木 建 築 事 務 所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ダ ム 管 理 事 務 所	○	○	○	○		○					
	港 湾 管 理 事 務 所			○	○	○	○	○	○	○	○	○
	山 口 宇 部 空 港 事 務 所			※	※	○	※	○	○	○	○	○
	農 林 水 産 事 務 所			○	○	○	○	○	○	○	○	○
	下 関 農 林 事 務 所			○	○	○	○	○	○	○	○	○
農 林 水 産 事 務 所			※	※	○	○	○	○	○	○	○	
下 関 水 産 振 興 局												
水 防 管 理 団 体 (市 町)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
た め 池 管 理 者				○	○		○					

※は主管部長が必要に応じ配備を命ずる。

第5節 水位、雨量等の連絡系統

第1項 水位、雨量の情報収集及び連絡

1 雨量、水位、ダム諸量の把握

各土木建築事務所は、土木防災情報システムにより雨量、水位の情報を集め、必要に応じて市町へ通報する。

河川課は、水位、雨量の状況についてとりまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて報道機関その他の関係機関へ連絡する。

また、貯水位、貯水容量、流入量、ゲート放流量、総放流量その他のダムの状況に関する諸量を取りまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて、報道機関その他の関係機関へ連絡する。

◇参照 水位観測所一覧表 付表7
雨量観測所一覧表 付表8

2 土木防災情報システムによる情報の提供

土木防災情報システムを通じて、雨量、水位の情報を市町、関係機関、報道機関及び県民に提供するものとする。